

令和8年度事業計画

1 はじめに

人手不足が深刻化していることもあり、対策を強化するため法改正が繰り返し行われています。近年の改正では、高年齢者雇用安定法で定められている継続雇用制度においては、段階的に適用年齢を引き上げる経過措置が設定されていました。しかし、その経過措置も2025年3月31日に終了し、2025年4月1日以降は、従業員が希望する場合の「65歳までの雇用確保」が完全義務化となりました。事業者は「定年制の廃止」「65歳までの定年の引き上げ」「希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入」のいずれかで対応する必要があるとされています。働く意欲のある高年齢者が安心して長く働けるよう、「就労機会の確保」や「労働環境の整備」を進めるための法律であり、少子高齢化に伴う労働力不足を補うため、使用者は積極的に高年齢者を雇用することが推奨されています。センターの事業は、この目的において、同様の役割を担うものではあるものの、これら雇用延長等のあおりを受けて、新規入会希望者も年々高齢化するという状況となり、地域から求められるニーズにこたえることや高齢化する会員の就業先の確保も年々難しい状況になっています。

昨年4月より順次進めていた「包括的契約方式」を令和8年4月から完全移行します。これに伴う会計方式の大幅な変更や、報酬の額や支払期日等の事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者（会員）に対し明示する等の対応をしつつ、会員の高齢化や就業希望の変化にも対応しながら、会員が生涯現役で活躍できる就業機会を提供することが当センターの務めであると考えます。

当センターは、これまで同様、高齢者の生きがいの充実、健康の保持・増進、ひいては地域社会の活性化と医療費や介護費用の削減などにも貢献するため、未就業会員の会費無料制度を継続運用します。また就業における繋がりだけではなく名実ともに生涯現役の会員として活動していただくためセンター主催のサークルや研修旅行を行っています。

変化に適切に対応しつつ、これまでと変わることなく「自主・自立・共働・共助」という理念のもと、高齢者の安全就業を確保し、国が定めた適正就業ガイドラインを遵守しつつ、地域社会の発展と就業意欲のある高齢者の受け皿としての役割を果たしてまいります。

2 事業目標

事業項目	目標値（包括）	目標値（派遣）	計
会員数	—		550名
受注件数	2,000件	130件	2,130件
受注額	75,000千円	55,000千円	130,000千円
就業延人数	12,000人	12,000人	24,000人

3 基本計画

- (1) 会員拡大事業の推進
- (2) 受託事業の拡大と就業機会の確保
- (3) 安全・適正就業推進事業（安全衛生委員会の設置）の実施
- (4) 研修会・講習会の開催及び参加
- (5) 労働者派遣事業及び職業紹介事業の推進
- (6) 「フリーランス法」及び「包括的契約方式」における対応
- (7) 関係団体との連携の強化
- (8) 独自事業の実施に向けた調査・研究及び施行

4 事業実施計画

- (1) 会員拡大事業の推進
 - ① 就業ニーズの多様化に対応し、職域の拡大及び新たな就業先を開拓し、新規会員の確保につなげる。
 - ② 入会相談を随時対応し、入会手続きをスムーズに行う。
 - ③ 未就業会員の会費無償化の継続。
- (2) 受託事業の拡大と就業機会の確保
 - ① 公共事業受託においては、発注者となる海南市に就業機会の提供について支援と理解を求め、一層の量的拡大を目指す。
 - ② 市内事業所を訪問し、顧客のニーズ等を的確に掴み受注拡大に努める。
特に地域に密着した事業に重点を定めた訪問を行い、新たなニーズの掘りおこしに取り組む。
 - ③ 既契約事業者との良好なコミュニケーションを通じて、受注している民間受託事業の継続ならびに拡大に努める。
 - ④ 過去に契約実績があり現在実績のない事業所等にあらかじめ訪問等により受注の再開を目指す。
- (3) 安全・適正就業推進事業（安全衛生委員会の設置）の実施
 - ① 安全・適正就業委員会を安全衛生委員会に改編し開催する。
 - ② 事故防止と安全確保のため安全パトロールを行い、就業現場の状況を把握するとともに安全指導の強化をはかる。
 - ③ 安全・適正就業意識の高揚を図るため、安全就業基準の遵守と心構え等の啓発を図るとともに就業実態の検証と必要に応じて是正に取り組む。
 - ④ 会員の就業中の怪我及び賠償事故の抑制のため、安全・適正就業に伴うペナルティ制度にのっとり就業制限等を実施する。
 - ⑤ 労働災害及び健康障害を防止するとともに衛生に関する重要事項を調査・審議し、衛生管理活動の円滑な推進を図る。

- ⑥ 関係団体の開催する安全・適正就業会議、研修会等に積極的に参加し、知識の向上に努める。

(4) 研修会・講習会の開催及び参加

- ① 会員の安全就業への意識の高揚と知識・技術の向上を図るため、各種研修会・講習会等を実施し、積極的な参加を促進する。
- ② 和歌山県シルバー人材センター連合会が主催する多様な研修・講習会を周知し会員の受講を促進する。
- ③ 技能職種会員による後継者の育成を図る。

(5) 労働者派遣事業及び職業紹介事業の推進

- ① 和歌山県シルバー人材センター連合会の実施する労働者派遣事業ならびに職業紹介事業の実施事務所として、高齢者の多様な就業形態に対応する就業機会の確保・提供に努める。
- ② 就業機会の拡大を図るため、海南市をはじめ市内事業所等への開拓活動を行う。

(6) 「フリーランス法」及び「包括的契約方式」における対応

- ① 会員への条件明示義務の徹底
- ② 会員向け専用情報サイト（電磁的方法）の活用促進
- ③ 包括的契約方式への円滑な移行対応

(7) 関係団体との連携の強化

- ① シルバー人材センター事業の円滑化を図るため、海南市をはじめとする官公庁、和歌山県シルバー人材センター連合会等関係機関との連携強化に努める。

(8) 独自事業の実施に向けた調査・研究及び施行

独自事業とは、センターの会員が独自の創意工夫により企画し、自ら実施する事業のことで、会員の働く機会を広げるとともにセンターのイメージを高める効果が期待できます。

受託事業とは趣を異にする事業となりますが、さらなる地域社会への貢献、また、就業を通じた社会参加により、生きがいや喜びに繋げていけるよう会員の自主性、自発性を尊重した独自事業の実施に向け、調査・研究及び施行を推進します。